

検屍・検案の対象となった乳幼児急死例

研究分担者 山下文雄
研究協力者 久留米大学法医学 原三郎

A県において、昭和55年～60年度の6年間に検屍・検案の対象となった5才以下の乳幼児急死例154件について、A県警本部の協力を得て、この資料を作成した。この資料では溺死、交通事故、他殺などは除外し、

- (1)SIDS、またはその疑いのあるもの
- (2)病死（間質性肺炎など）
- (3)鼻・口等の外気道閉塞による窒息死
- (4)乳汁吸引による窒息死

と記載された案件のみをとりあげることにした。

というのは、(1)、(2)、(3)、(4)相互間の鑑別は、検屍・検案上の立場からは勿論、班研究の趣旨から考えても重要ではないかと判断されるからである。

現実には、(1)を(2)に、あるいは(2)を(1)に間違えて判断するおそれもあると考えられるが、それよりもむしろ、仮りに(1)や(2)を(3)または(4)に、その反対に(3)や(4)を(1)または(2)に間違えて判断するとすれば、事は極めて重大であり、当該案件の刑法、民法上の取扱いに大きな差異を生じてくることになる。

かかる観点から、この資料を作成し、今後の検案実務並びに研究の参考にしたいと考えた次第である。

I) 資料の概要

A県内で過去6年間（昭和55年-60年）に検死・検案が行われた乳幼児急死（殺人、事故、災害を除く）は、154例、この内、解剖を行わなかったもの128例、解剖を行ったもの26例である。それぞれについて、年度別並びに死因群別〔SIDS またはその疑い、SIDS 以外の病死、吐物吸引による窒息死、鼻・口閉塞による窒息死〕に分類すると、表1（a、b）の通りである。なお表（1-a）の「広義のSIDS」とは厚生省の乳幼児突然死研究班（昭和56年）で定められた定義「それまでの健康状態および既往歴から、その死亡が予測できなかった乳幼児に突然の死をもたらした症候群」、表（1-b）の「狭義のSIDS」とは「それまでの健康状態および既往歴からは、全く予想できず、しかも剖検によっても、その原

因が不詳である、乳幼児に突然の死をもたらした症候群」を指す。従って、ここでは、解剖しなかった例は「広義の SIDS」、解剖にても死因が明らかでなかったものを「狭義の SIDS」として取扱うことにする。

Ⅱ) 年齢別・男女別・月別

- (1) SIDS (広義) の群 (表 1-a の A) は、生後 3 ヶ月が最も多く、約 80% は 1 才以下である。男女比は 9 : 8。季節は 12 月、1 月～6 月に多く、秋は少ない。風邪気味であった例は 68 例中、49 例。
- (2) SIDS (狭義) の群 (表 1-b の E : 表 2) は、生後 3 ヶ月の 4 例が最も多く、ついで、生後 4 ヶ月の 3 例、5 才・4 才の各 1 例を除き残りの 13 例はすべて 1 才未満である。男女比は 4 : 1。季節は、1 月が最も多い。風邪気味であった例は、15 例中、4 例。
- (3) その他の病死 (肺炎と診断されている例が多い) 群 (表 1-a の B) は、生後 6 ヶ月までが多く、それ以後は少ない。男女比は 1 : 1。
季節では秋に少なく、冬から春に多い。
- (4) その他の病死 (肺炎 3、心奇形 1、髄膜炎 1、脳浮腫 1) 群 (表 1-b の F : 表 2) は、1 才以下が 5 例、4 才が 1 例。男女比は 1 : 1。
季節では 2 月、4 月、5 月、8 月、12 月が各 2 例となっている。
- (5) 吐物吸引の群 (表 1-a の C) は、生後 4 ヶ月が最も多く、殆どは 1 才代までであり、男女比は 1 : 1。季節では、1～3 月に集中している。風邪気味であった例は、18 例中、11 例。
- (6) 鼻・口閉塞の群 (表 1-a の D) は、生後 4 ヶ月が最も多く、2 才以下が殆どである。男女比は 9 : 5。季節は 2 月が多い。風邪気味であった例は、14 例中、1 例のみである。
- (7) 剖検により、吐物吸引・鼻・口閉塞による窒息死と診断された群 (表 1-b の G、H : 表 2) は、全例 1 才未満であり、男女比は 4 : 1。季節は 6 月の 2 例が最も多い。
乳幼児急死例の検案の場合、かつては吐物吸引・鼻・口閉塞などによる外因性窒息死、あるいは間質性肺炎などの病死として取扱われる傾向が強かったが、SIDS に関する知見の普及に伴い、今後は逆に SIDS として安易に処理されるおそれもあるかと思われる。
いうまでもなく、SIDS は、明らかに外因に基づくもの、病死に基づくものをすべて否定した後には下すべきものであり、とりわけ外因死のなかでも窒息死を慎重に除外しなければならないが、検案上次のような問題があることを指摘しておく必要がある。
一般に成人の窒息死では、結膜の充盈、溢血点、舌の挺出、失禁などの所見がみられることが多く、このため検案の時点でも窒息死を疑うことは左程困難ではないが、乳幼児の場合には、これらの所見を欠き、とくに結膜の充盈、溢血点などもなく蒼白で、恰も病死のようにみえるので、検案のみでは窒息死を SIDS と間違えるおそれがあるという点

表1-a 検案のみで、剖検を行っていない例

年 \ 群	S I D S (広 義)	そ の 他 の 病 死	吐 物 吸 引	鼻 口 閉 塞	計
S 55	9	5	5	4	
S 56	12	5	1	2	
S 57	12	3	2	2	
S 58	18	4	5	4	
S 59	9	8	1	1	
S 60	8	3	4	1	
小計	68	28	18	14	128
	A	B	C	D	

表1-b 剖検に付した例

年 \ 群	S I D S (狭 義)(1)	そ の 他 の 病 死(2)	吐 物 吸 引(3)	鼻 口 閉 塞(4)	計
S 55		2	1	1	
S 56	1				
S 57	3	1		1	
S 58	2	1		1	
S 59	5	2			
S 60	4		1		
小計	15	6	2	3	26
	E	F	G	H	

表2 剖検概要(表1-bの例)

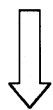
No.	年齢・性	発生した月	時刻	場 所	死 因	備 考
1	5才・男	2月	7時	乳児院	SIDS	
2	3M・男	1月	23時	〃	〃	2ヶ月前髄膜炎で加療
3	3M・男	7月	12時	自 宅	〃	
4	2M・男	12月	11時	〃	〃	2日前より吐乳あり
5	3M・男	9月	1時	〃	〃	
6	2M・男	5月	3時	〃	〃	
7	8M・男	1月	1時	〃	〃	風邪をひいていた
8	4才・男	2月	3時	〃	〃	
9	4M・女	3月	14時	乳児院	〃	剖検時肺はSIDS(Ⅲ)型
10	4M・男	4月	11時	〃	〃	
11	10M・女	12月	6時	〃	〃	2～3日食欲不振 肺はSIDS(Ⅲ)型
12	1M・男	1月	2時	自 宅	〃	
13	6M・男	3月	0時	〃	〃	
14	1M・男	4月	7時	〃	〃	
15	3M・女	6月	12時	託児所	〃	2～3日風邪をひいていた
16	3M・女	12月	16時	託児所	吐物吸引	1週間風邪であった
17	8M・男	6月	9時	自 宅	〃	
18	1M・男	〃	0時	〃	鼻口閉塞	
19	2M・男	5月	19時	〃	〃	
20	〃	2月	3時	〃	〃	
21	4M・女	8月	11時	乳児院	肺 炎	2～3日元気なし
22	1才・女	2月	9時	自 宅	ウイルス性肺炎	
23	1才・男	4月	0時	託児所	肺 炎	風邪をひいていた
24	8M・女	12月	6時	自 宅	心 奇 形	VSD
25	10M・男	4月	22時	自 宅	髄 膜 炎	発熱あり
26	4才・男	5月	15時	自 宅	脳 浮 腫	

である。その具体的な例として、某乳児院で正午過ぎ、2名（生後8ヶ月の男児、生後10ヶ月の女児）の乳児が死亡した案件を挙げることができる。この例では外景検査にて特に窒息死の所見は認められず、従って2名同時でなく1名のみの死亡であったと仮定すれば、SIDSで処理されたのではないかと思われる例である。この案検は、2名同時死亡ということで解剖に付されたのであるがその結果SIDSではなく、布団をかぶせて、意図的に窒息しせしめたものであることが判明した例である。

検案現場では、冒頭でも述べたように、(1)、(2)、(3)、(4)相互間の鑑別が重要であるが、今述べた(5)殺人もあり得るので、(5)と(1)、(2)、(3)、(4)、との間の鑑別には一層の慎重さが要請される訳である。

ともあれ、検案時の外景検査で得られる医学情報には、自ら限度があるので、正確を期するためには、死亡前後の状況の把握、並びに剖検による情報を総合して判断を下す必要があることを、改めて痛感する次第である。

いずれにしても、班研究によって可及的早期にSIDSの本態が究明され、それに基づく病理診断法が確立されることを期待するとともに、他方、前記(4)の診断の一助として、Lactoferrin、 β -Seminoproteinなどの乳汁蛋白質の抗血清を用いた酵素抗体法によって肺胞、気管内の乳汁を証明する検査法などの普及も必要ではないかと考えられる。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



A 県において、昭和 55 年～60 年度の 6 年間に検屍・検案の対象となった 5 才以下の乳幼児急死例 154 件について、A 県警本部の協力を得て、この資料を作成した。この資料では溺死、交通事故、他殺などは除外し、

- (1)SIDS、またはその疑いのあるもの
- (2)病死(間質性肺炎など)
- (3)鼻・口等の外気道閉塞による窒息死
- (4)乳汁吸引による窒息死

と記載された案件のみをとりあげることにした。というのは、(1)、(2)、(3)、(4)相互間の鑑別は、検屍・検案上の立場からは勿論、班研究の趣旨から考えても重要ではないかと判断されるからである。

現実には、(1)を(2)に、あるいは(2)を(1)に間違って判断するおそれもあると考えられるが、それよりもむしろ、仮りに(1)や(2)を(3)または(4)に、その反対に(3)や(4)を(1)または(2)に間違って判断するとすれば、事は極めて重大であり、当該案件の刑法、民法上の取扱いに大きな差異を生じてくることになる。

かかる観点から、この資料を作成し、今後の検案実務並びに研究の参考にしたいと考えた次第である。